

令和2年4月17日

産業廃棄物処理業者の皆様へ

平素より、東京都の資源循環行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

東京都では、皆様へ東京都廃棄物条例第14条の2第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理業者の皆様には毎年2回、処理状況の報告をいただいているところです。直近では、令和2年4月6日付けで平成31年度下半期分の報告依頼をさせていただいており、その報告期限は令和2年4月30日が報告期限となっております。

今般、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年4月7日に政府が「緊急事態宣言」を発令し、また、都としても令和2年4月10日に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置等」について、都民及び事業者の皆様向けに依頼を行っているところです。

こうした事を受け、上記報告期限については処理業者の皆様の業務の実態に応じて、都として柔軟な対応を行って参ります。ご不明な点については、下記にお問合せください。

※ 既にご報告をいただいている場合は、ご容赦ください。

【問合せ先】

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

03-5388-3472 (03-5388-3586)